

「京都駅東南部エリア活性化方針の推進～「文化芸術」と「若者」を基軸とした  
新たなまちづくり推進事業～」に係る業務委託  
提案募集に対する質疑及び回答

総合企画局プロジェクト推進室  
プロジェクト推進第三担当

受理日：平成 29 年 5 月 29 日

回答日：平成 29 年 5 月 30 日

(質疑 1)

複数の事業者による共同提案は可能か。

(回答)

可能です。ただし、共同提案者のいずれもが提案募集要項の「4 受託候補者に求める資格(応募資格要件)」を満たしている必要があります。

なお、共同提案の場合は代表者を決めていただき、本市との契約の相手方は当該代表者となります。

(質疑 2)

提案募集要項の「5 委託業務内容」について、「(1)…新たに本エリアで活動したいと考えている人や団体等が…」とあるが、そうした人や団体について、京都市からの情報提供はあるか。

(回答)

本市が把握している限りにおいて、当該人物や団体等の了承を頂けた場合には、契約後、受託者へ情報提供を行います。

(質疑 3)

提案募集要項の「5 委託業務内容」について、「(1)イ 参加者の選定」を行うに当たり、地域団体等を通じて参加者を募集することは可能か。

(回答)

地域団体等と調整のうえ、地域団体等から了承を頂けた場合には可能です。

(質疑4)

提案募集要項の「5 委託業務内容」について、ワークショップやイベントの運営に当たって、京都駅東南部エリア内及び京都駅東部（崇仁地区）の市の施設の利用は可能か。

(回答)

イベントやワークショップの会場は、京都駅東南部エリア内とすることを原則としますが、エリア外の会場で行う必要等が生じた場合には、本事業の趣旨に合致することを前提に、別途、検討を行います。

市の施設については、利用を希望される施設の使用状況等を踏まえた調整が別途必要となりますが、各施設の了解が得られれば、利用することは可能です。

(質疑5)

提案募集要項の「5 委託業務内容」について、イベント、ワークショップの時期や規模（参加人数）の想定は。

(回答)

本事業の趣旨に沿った提案をいただく中で、イベントやワークショップの開催時期や規模についても御提案があるものと考えております。なお、具体的な開催時期や規模については、受託者に地域住民や地域団体等と調整していただきます。

(質疑6)

提案募集要項の「5 委託業務内容」について、リーフレットの作成部数はどれくらいか。また、リーフレットはイベントやワークショップにて配布するのか。

(回答)

本事業で実施するワークショップやイベントの成果を対外的に広く発信するためのリーフレットを作成していただきますが、その配布場所や時期等については、受託者から御提案があるものと考えております。

(質疑7)

提案募集要項の「5 委託業務内容」について、イベントやワークショップの会場は、京都駅東南部エリア以外でも良いか。

(回答)

イベントやワークショップの会場は、京都駅東南部エリア内とすることを原則としますが、エリア外の会場で行う必要等が生じた場合には、本事業の趣旨に合致することを前提に、別途、検討を行います。

(質疑8)

提案募集要項の「5 委託業務内容」について、イベントやワークショップに参加いただく団体や若手アーティストなどに、京都駅東南部エリアを拠点にさせていただくための優先的なシステムはあるか。

(回答)

現時点ではそのようなシステムはありません。

(質疑9)

提案募集要項の「9 支払条件」について、「成果品検収後、受託者の請求により委託料を支払います。前払い金はありません。」と記載されているが、事業完了後に精算を行うことを前提とした概算での支払い等を検討していただけないか。

(回答)

受託候補者からの要望がある場合、契約の際に、委託料の概算払等についても検討することとします。

(質疑10)

第2号様式「業務実績調書」について、地方公共団体からの補助金を受けて類似の事業を行った実績がある場合、「発注担当部署」「契約金額」の欄はどのように記載すればよいか。また、当該実績を証明する添付書類について、当該事業に係る広報資料で問題ないか。

(回答)

業務実績調書内に補助金を受けて実施した事業である旨を明記したうえで、「発注担当部署」欄に当該地方公共団体の担当課を、「契約金額」欄に交付を受けた補助金額をそれぞれ記載願います。

また、証明書類として当該事業に係る広報資料しかない場合は、同資料を添付願います。